

令和元年 1 1 月 1 2 日

## 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和元年11月12日（火）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第3.4委員会室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番			

4、欠席委員：14番 山村 珠美

5、議事日程

第1 議第30号 議事録署名委員の指名に関する件

第2 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 報告第8号 農地法18条の規定による小作解約に関する件 【合意解約】

第4 議第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 議第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久

係長 芹 口 孝 直

係 安 方 含

事務局 本日は、高森町農業委員会委員14名のうち13名の方が出席されておられます。高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することをここに御報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、まず会長より御挨拶を申し上げます。

議長 改めまして、こんにちは。

今日も忙しい中においでいただきまして、ありがとうございます。案件はございますが、報告案件が多ございます。しかし、しっかり検討していただくならと思っております。お世話になります。お疲れ様です。

それでは、ただいまから始めさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

協議日程第1

「議第30号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和元年11月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議事録署名委員に関する件でございますが、いかがいたしましょう。

(複数委員) 議長に一任。

議長 はい。一任という声がございますので、本日は2番の高崎委員さん、3番の首藤委員さんをお願いをいたします。よろしく申し上げます。

続きまして、「報告第7号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和元年11月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらにつきましては報告事項となっておりますので、事務局のほうより説明したいと思います。

まず4ページをお開きください。報告第7号、農地法第3条の3の規定による届出について。

番号1については、内容につきましては4ページのとおりとなっております。補足資料については、2ページのとおりとなっております。

続きまして、番号2、こちらも内容は4ページから5ページのとおりとなっております。それと、すみません、補足資料のほうの順

番が入れ替わっておりまして、5ページ、6ページのとおりとなっております。

一つ飛びますが、続きまして、番号3、こちらについては、内容は5ページのとおりとなっております。補足資料は、すみません、こちらにも前に戻りまして3ページから4ページのとおりとなっております。

続きまして、番号4、こちらは5ページのとおりとなっております。補足資料は、7ページのとおりです。

続きまして、番号5、こちらは、内容は5ページから6ページのとおりとなっております。こちらは贈与となっております、補足資料が8ページから9ページのとおりとなっております。

以上です。

議長 今、報告がございましたけれども、何か御意見等、ございませんでしょうか。

ひとつだけ。番号2については、相続人は〇〇〇在住じゃないですか。それで、ここは畑が結構あると思うが、この土地は誰が耕作するのか。

事務局 今言われたとおり、耕作者がどなたかという話はまだ決まっていないのですが、この後に1筆だけ3条の審議としていただくところで、1筆だけ売買の案件が出てくる予定となっております。

議長 わかりました。

ほか、ございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 ないようでございますので、報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、「報告第8号」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約に関する件について、別紙のとおり本委員会に報告する。

令和元年11月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらにも、事務局のほうから説明させていただきます。

8ページをお開きください。

番号1、こちら借受人、貸出人とありますが、こちらは10年の契約で賃貸借の契約をされておりましたが、実際はですね、もうここを耕作、この借受人のほうはもう何年も前からしてないという状況にありました。そして、今回〇〇さんが今度こちらの農地を借り受けて新規就農等の認定を受けるということで、まずこちらの農地の解約をするという順番となっております。

補足資料は、11ページのとおりとなっております。また、その〇〇さんとの案件につきましては、一番最後に報告をさせていただきます。

きたいと思います。

議 長

はい、ありがとうございました。

報告第8号、この案件につきまして、何か御意見ございませんか。

(複数委員)

ありません。

議 長

ないということでございますので、報告のとおりとさせていただきます。

**「議第31号」**

事 務 局

農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。別紙のとおり本委員会の決定に付する。

令和元年11月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長

はい、これは4番の檜木野委員さんに御説明を求めます。

4 番 議 員

はい、4番檜木野です。

議第31号、農地法第3条審議資料によって、1番は10ページのところでございます。それから、補足資料が13ページですね。これは、本人がもう年配で、もう市内のほうに引っ越したいということで贈与という話になったそうです。

議 長

はい。これにつきましては、何か御意見ございませんか。

現況は、樹園地ですか。

4 番 議 員

はい。小さな樹園用の小屋がありますね。

議 長

というようなことだそうでございますが、いかがでしょうか。御意見はありますか。

(複数委員)

ありません。

議 長

それでは、このように決定をいたします。

続きまして、31号の第3条の審議資料で、番号1番につきましては、2番の高崎委員さん、説明をお願いします。

2 番 議 員

2番、高崎です。

議第31号、農地法第3条審議資料の1番のとおりです。補足資料が15ページ、16ページとなっております。この土地は、もう以前から耕作放棄地に上がっていた土地です。持ち主が高齢で手入れができず、子どもももう遠方におるため、こちらの譲受人へ贈与する土地です。

9 番 議 員

昨年この案件は、審議したんじゃないですか。

2 番 議 員

以前のときはですね、この土地の場所の下になります。道の反対側にも同じように別な土地があるんですよ。今はもう全部、木とか雑木だらけだったのをもう全部取り払って、きれいになっております。

議 長

1番の説明をいただきましたけれども、何か御意見ございませんか。

(複数委員)      ありません。

議 長            続きますして、番号2番と3番は4番の檜木野委員さんだかに、一緒に説明してもらって結構ですので、よろしくお願いします。

4番議員          4番、檜木野です。

                  議第31号、農地法第3条審議資料として、11ページの2番、3番です。補足資料は19ページですね。これは、畑は、2筆になていたそうです。譲受人の要望により、売買ですね。

9番議員          これは、現在、耕作しているんですか。

4番議員          耕作してあります。

事務局           補足の説明をさせていただきます。こちらの2番と3番ですね、〇〇〇〇-〇と〇ということで分かれておりますが、実際は1枚の畑です。

議 長            3番がさっきあった、相続の中の1筆だということですね。

事務局           1枚の畑の中に実際は筆が2つ分かれているような土地となっております。

議 長            今、説明をしていただきましたけれども、何か御意見等ございませんか。

9番議員          2番の所有者の方は他方の方ですが、畑は誰が耕作しているのか。

4番議員          譲受人がすでに、今までが小作しておりました。そのまま今までどおり譲受人が耕作しますよ。

議 長            はい、ほかにございませんか。いいですか。

(複数委員)      ありません。

議 長            ということでございしますので、ないということでございしますので、このように決定をいたします。

                  続きますして、「議第32号」

事務局           農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件、別紙のとおり本委員会の決定に附する。

                  令和元年11月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長            はい。これにつきましては、2番の高崎委員さん、御説明をよろしくお願いたします。

2番議員          議第32号、農地法第5条、審議資料、番号1番と、附属資料の22、23ですね、となっておりますが、私は何も聞いてないです、説明できません。

事務局           事務局のほうから補足で説明させていただきます。

                  こちら、まず1番の、補足資料が22から23ページですね。〇〇〇の裏の駐車場から〇〇〇〇とかに行く道があるんですが、そのもう道向かいの農地となっております。こちらのほうは、こちらの事業所さんのほうから委員さんの名前を教えてくださいという照会

の電話があったので、話が通っているものと事務局としても思っておりました。失礼しました。

立地の条件としては、〇〇から500メートル以内の第2種農地ということで、こういうようなアパートとかに転用は可能なものと法的には考えております。内容としましては、老人ホームの介護施設を運営されていて、従業員130名が働いております。また、その申請地が2カ所の中間地点に位置してあって、交通の便もよく、スーパー等の商業施設もあり、従業員の寮を建設するのに最適であるためというような理由となっております。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

高崎委員さんにはちょっと心配を掛けましたけれども、今、事務局のほうから説明がございましたとおりでございますが、何かございますか。法的には問題はないということだそうでございます。

12番議員 かなり荒れてましたよね、この場所は。農家をしてない人の土地だから管理はお金を払って第3者に頼んでいたようですね。

議長 作付けはなくても、草が生えないようにロータリーかけたり、管理、維持管理はされていたんですね。

12番議員 去年は、荒れていたが、今はきれいにしてあります。

議長 作付けの経緯もないし、管理はされてきた土地だそうです。いかがでしょうか。何かありますか。

(複数委員) ありません。

議長 御意見もございませんので、このように決定をいたします。

続きまして、「議第33号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。別紙のとおり本委員会に報告する。

令和元年11月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらも報告の案件でありますので、こちらの事務局から説明させていただきます。

15ページをお開きください。内容としましては、番号1、補足資料は25ページから26ページとなっております。こちら、利用権の設定を受けるものとして、〇〇〇〇さんですね、先ほど合意解約で出てきたのと同じ農地になりますが、解約後、この〇〇〇〇のほうから〇〇〇〇さんに5年間の賃貸借で貸し出されるというような内容となっております。

議長 はい、ありがとうございました。

この〇〇さんは花を先行して、今1年目ですかね。頑張っているみたいですね。ただ、野菜とあるので、またそれ以外に野菜を何か

少しぐらいつくるのかなと思っていますがいかがですか。何かありますか。

13番議員  
事務局

将来、野菜となってるばってんが。  
すみません、訂正をお願いします。これ野菜じゃなくて花です。花卉になります。訂正のほうをよろしくお願いします。

13番議員  
議長

新規就農で初め先行したとは、何年間だったのか。  
5年です。

13番議員  
議長

5年間は同じ品物で、新規就農でやらないと国からの補助金があるから。  
今、訂正がございまして、これは野菜じゃなくて花卉だそうでございますので、訂正方、よろしくお願いします。  
何か御意見ございますか。

9番議員  
議長

新規就農者なら特に目掛けてやらんとね。  
そうですね。農業委員さんたちも頑張るものに対するバックアップをする義務があるんだろうなというふうには思っています。  
何かありますか。ございませんか。

(複数委員)  
議長

ありません。  
ないということでございますので、報告のとおりさせていただきます。  
これで、本日の案件はすべて終了しました。  
お疲れさまでした。



令和元年 11 月 12 日高森町農業委員会総会の議事録  
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高 森 町 農 業 委 員 会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員